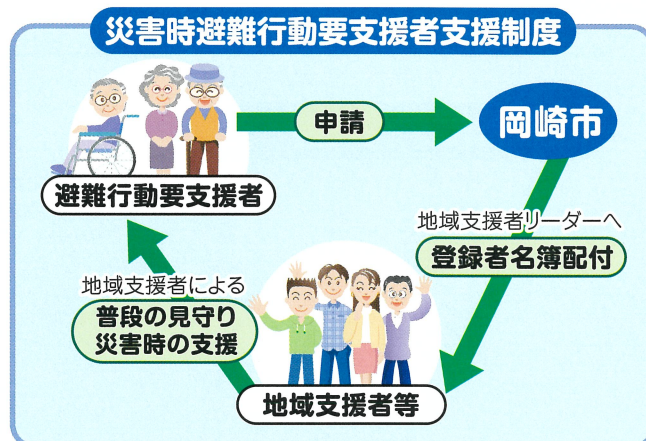


岡崎市災害時避難行動要支援者支援制度

災害時避難行動要支援者支援制度ってなに？

- 大規模災害時に一人では避難できず、支援が必要なかた（避難行動要支援者）が、自分の情報を地域で見守ってくれる「地域支援者」（防災防犯協会、学区福祉委員会、民生委員児童委員の他、地域で定めた支援者等）に出しても良いという条件で市に登録申請をします。
- 市は、登録者の情報を整理して「登録者名簿」を作り、防災防犯協会長さん（総代さんが兼務されている場合が多いようです）、地区の民生委員児童委員さん、学区福祉委員会委員長さん（これらのかたを「**地域支援者リーダー**」といいます。）にお渡しします。
- 地域支援者リーダー**が中心となり、**地域支援者**のかたがたには、災害発生予想時に危険が迫っていることの連絡や一緒に避難するなどの支援をしていただくとともに、これらの行動が迅速にできるよう日頃から見守り活動や地域福祉活動に名簿を利用していただきます。（地域による支え合いの制度であり、災害時に避難支援が受けられる事を約束するものではありません。）
- 登録されたかたへ、年に一度登録情報の確認のはがきをお送りし、情報を更新します。



災害時避難行動要支援者ってだれのこと？

様々な災害発生時に、ひとりで安全な場所に避難することが困難で、第三者の支援が必要と想定されるかたをいいます。岡崎市では次のようなかたを登録の対象者としています。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者 | ⑥ 精神障がい者のかたで一定の支援が必要なかた |
| ② 65歳以上の高齢者のみの世帯のかた | ⑦ 難病患者のかたで一定の支援が必要なかた |
| ③ 介護保険要介護3以上の認定者で在宅のかた | ⑧ 戦傷病者手帳をお持ちのかた |
| ④ 在宅で第1種身体障がい者のかた | ⑨ 上記①～⑧に準ずるかたなど |
| ⑤ 在宅で第1種知的障がい者のかた | |

登録を希望のかたへ

登録には申請が必要です。申請などの詳細は下記までお問合せください。

【問合せ窓口】岡崎市役所

①②	高齢者	長寿課	☎23-6147	FAX 23-6520
③	要介護認定者	介護保険課	☎23-6683	
④⑤	身体・知的障がい等のかた	障がい福祉課	☎23-6113	FAX 25-7650
⑥⑦	精神障がい・難病のかた		☎23-6180	
⑦（こども）	小児慢性特定疾病のかた	保健所健康増進課	☎23-6069	FAX 23-5071
⑧⑨	戦傷病者・制度全般	地域福祉課	☎23-6851	FAX 23-6515

詳細については、岡崎市ホームページ内でもご覧いただけます。

岡崎市あんしん見守りキーホルダー

高齢者や障がい者など、災害時等に支援が必要なかたが安心して地域で生活できるよう、「あんしん見守りキーホルダー」を配付しています。

このキーホルダーを目印として、地域における見守り活動を推進するとともに、キーホルダーに記載された番号（見守りナンバー）により、災害時や外出先での緊急時に本人確認および緊急連絡が迅速に行えるようになります。

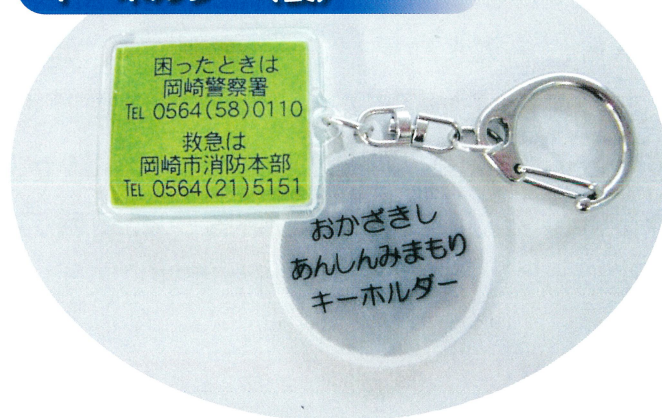
キーホルダーは登録翌月の中旬頃にご自宅へ郵送します。

配付対象者 岡崎市災害時避難行動要支援者支援制度に登録されたかた
(詳しくは裏面参照)

キーホルダー（表）



キーホルダー（裏）



支援の仕組み

